

## ◆白州小学校への転入が決まったら…

お子様の転入手続は、次のようにお願いします。

◇一連の手続はすみやかに行ってください。

◇教科書は、転出校と異なるものだけ転入先の学校で給与されます。

|   | 手続場所                       | 手 続  |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 在学していた学校                   | 転出することを在学学校に伝える。<br>「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取る。            |
|   | ↓                          |  |
| 2 | 前住所地の市役所等                  | 住民票異動手続<br>※市内での住民票移動は「転居届」                              |
|   | ↓                          |  |
| 3 | 前住所地の教育委員会                 | 転校手続   |
|   | ↓                          |  |
| 4 | 市役所本庁(市民福祉課)または総合支所(住民福祉課) | 「転入届」提出<br>※市外からの転入の場合は、給食費の口座振替の手続も行う。                  |
|   | ↓                          |  |
| 5 | 北杜市教育委員会<br>教育総務課 42-1371  | 転入手続き  |
|   | ↓                          |  |
| 6 | 白州小学校                      | 転入手続き<br>※転出校からの「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提出<br>※転入に必要な説明を受ける。 |